

令和7年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール実施要領

1 趣旨

鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品の中から、優れた新商品を表彰・PRすることにより、新商品の販路拡大と開発を促し、食パラダイス鳥取県にふさわしい加工食品の充実を図る。

2 応募資格

- (1) 鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人
- (2) 応募者は次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。
なお、応募者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
（ア）暴力団員を役員等（応募者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
（イ）暴力団員を雇用すること。
（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

3 募集区分

総菜部門、食材部門、菓子・パン部門、飲料部門（酒類を除く）、酒類部門

4 応募要件

- 2の応募資格を満たす者が加工した次の基準をすべて満たす商品とし、出品数は1事業者につき1点とする。
- (1) 鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること。
 - (2) 令和5年4月1日～令和7年7月31日の期間に商品化又は改良（パッケージや内容量のみの変更等を除く。）され、販売実績のあるもの。
 - (3) 食品表示法（平成25年法律第70号）及び日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に定める「日本農林規格」、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、計量法（平成4年法律第51号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の関係規定に違反しないもの。
 - (4) 商品の製造において「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に基づく適正な衛生管理を実施していること。
 - (5) 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、平成7年法律第112号）に基づく適正な再商品化義務履行を行っていること。
 - (6) 出品の際、変質又は破損しないもの。
 - (7) 書類審査通過者については、以下に対応できる者。
 - ・鳥取市内会場での試食審査会に参加すること。
 - ・審査の実食用に応募商品を指定期日に9人分提供できること（費用は応募者負担）。

5 申込方法

- (1) 申込方法

別添申込書に記入の上、応募商品：1点、応募商品のF C Pシート：13部、応募商品を説明できるパンフレット・記事：13部とともに郵送。なお、申込書及びF C Pシート、パンフレット・記事は電子メールでも受付可能。

(2) 申込期限 令和7年9月10日（水）（午後5時必着）

(3) 申込み・問合せ先

＜コンクールの応募等について＞

株式会社ウェブプラン・プロモーション

〒680-0004 鳥取市北園二丁目200番地

電話：0857-25-3091、電子メール：contact@wp-pro.jp

＜制度について＞

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7853、電子メール：shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

(4) その他 申込書は次のホームページからも入手可能。

URL：<http://shokupara-tottori-contest.net/>

6 審査方法

(1) 書類審査（9月）

- ・書類による審査を実施。
- ・書類審査は、提出書類に基づき行うため、書類に不備がないようにすること。

(2) 試食審査・合議（10月23日開催予定）

- ・書類審査を通過した商品について、審査委員に対して試食品を提供するとともに、質疑応答を行う。
- ・実食・採点后、審査員の合議により受賞品を決定する。

7 審査項目

以下の審査項目について審査する。なお、試食審査では、食味・風味・素材の魅力を感じるかについても審査する。

項目	具体的な内容
商品としての魅力	商品コンセプト、商品の特徴など、商品全体として魅力のある商品となっているか。
郷土色	鳥取県産農林水産物の特徴を活かし、その魅力を効果的に発信できる商品であるか。
販売戦略	ターゲット、販路、内容量、価格等が明確か。
販売量	県内外に販売するために必要な生産量が確保できている、又はその見込みがあるか。
デザイン等	容器・包装の素材、デザインなどが、商品コンセプト等を反映している商品であるか。
安心・安全の取組	製造工程や品質管理が適正に実施されている商品であるか。
SDGsの達成に向けた取組	商品の原材料の生産及び調達、商品化の過程、商品の製造・販売、商品PRを行うにあたり、SDGsの達成に向けた取組であるか。

8 審査機関

食品関係団体、学識経験者等

9 表彰

3の募集区分ごとに、最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞数点を選出。さらに各最優秀賞商品の中から総合グランプリを決定する。受賞者には受賞ロゴマークデータを授与する。

10 その他

(1) 受賞商品は、県のホームページ及び特設サイトで紹介する他、直売所や道の駅等での特設コーナーの展開、SNSキャンペーンを実施し、県内外の観光客にもPRを行う。また、BSSラジオ「食パラダイス鳥取県 探検隊が行く」、日本海新聞生活面連載企画「食いたんぼう」で優先的に紹介する。

最優秀賞受賞者には、アドバイザーがPR活動による伴走支援を行う。

(2) 総合グランプリ受賞賞品は、加工食品関連の全国コンクール（優良ふるさと食品中央コンクール）へ県代表として推薦する。

(3) 受賞後に応募要件（食品表示等）の違反が判明した場合には、受賞を取り消す場合がある。